

第4章 地方税財政

1 地方税財政の特徴と1993年の改革

(1) 地方税財政の特徴

現在、チェコには、本質的な意味での地方税は存在しないと言われる。

即ち、すべての税の税目・税率等の決定権限は国に属し、徴税についても、国が全国226の税務事務所を通じてすべての税金を徴収し、こうして国により一元的に徴収された税のうち、所要の部分が地方自治体に配分される仕組みとなっている。^{注10}

また、一般に、公共財政を区分する上で、オクレスは地方財政の一部としてとらえられている。その理由としては、オクレスは国の行政機構の一部であるが、オベツと同様に地域のサービスを担当しており、また、オクレスの機能の一部はオベツが委任を受けて執行していること等があげられる。^{注11}

従って、本章においては、原則として「国」はオクレスを除く中央政府の財政を指し、「地方」にはオクレスの財政を含めて記述することとする。

(2) 1993年の改革

チェコでは、1993年に大規模な税財制改革が行われ、現在の地方税財政制度の基礎が形づくられた。^{注12}

同年の改革で最も重要なポイントは、真の意味での自治体が活動できる財政基盤を整備するという基本方針が示され、地方自治体の決定の自由を拡大し、同時に、国から地方自治体の決定への関与の程度が引き下げられたことである。

その実現のために、地方の自主財源比率を急勾配で引き上げ、地方歳入総額のうち国の補助率を引き下げるという改革が行われた。さらに、地方自治体が課税権の主体となる本来の意味での地方税の導入は行われなかったものの、国により一元的に課税・徴収された税が国と地方で分配されるという原則が導入された。

^{注10} 唯一の例外は不動産税で、地方自治体が係数決定を行うことができ、税率はこれに連動して定められることとなっている。しかしながら、その場合においても、地方自治体が完全に自由に決定できるわけではない（31頁参照）。

^{注11} 但し、オクレスの財政は中央政府の財政の一部としてとらえ、地方財政統計からは切り離すべきという意見もあるが、現在のところ議論の域を出ていない。

^{注12} 1993年には、税制改革と同時に社会保険制度の改革も行われた。

保健医療制度に関しては、強制健康保険を通じて財源の大部分が確保され、雇用者と被雇用者双方が負担金を支払うこととなっている。また、年金、疾病給付及び雇用保険は雇用者と被雇用者双方の負担金で賄われるが、これらは国の予算に組み込まれた後給付される。

具体的には、税目として、個人所得税、法人所得税、付加価値税並びに国内消費税、関税、不動産税、その他の財産税（相続、贈与、財産移転税）及び道路税が導入された（35頁表4、36頁表5を参照）。

このうち、地方には不動産税の全部が割り当てられ、個人所得税のうち預金利息や配当等に対する課税を除く部分が分配税として国と地方間で配分され、その他の税はすべて国の収入となることとされた。

2 歳入

(1)地方に関する税制

1995年までは、個人所得税の大部分が地方に割り当てられオベツとオクレスで配分されていたが、1996年の税制改正では、その相当部分が国に分配されるようになり、法人所得税も国と地方で分配されることとなった。

以下、1996年までの制度の変遷を含め、地方に関する税制について述べる。

①個人所得税

個人所得税は、次の3種類に区分される。

- ・賃金又はそれに類似した収入に対する課税（以下、賃金税という。）
- ・自営業者の収入に対する課税（以下、自営業税という。）
- ・利子及び配当に対する源泉課税（以下、利子税という。）

(a)賃金税

1995年度までの税制では、オクレスの区域内で徴収された賃金税は、当該区域内のオクレスとオベツ間で配分されていた（配分比率は、国会によって決定される）。

但し、プラハ、ブルノ、オストラバ、プルゼンの4大都市は、オクレスの機能も兼ねるため、賃金税の全額がその収入となる。

1995年以前のオクレスとオベツの配分比率は次のとおりである。

年 度	オクレス	オベツ
1993	60%	40%
1994	50%	50%
1995	45%	55%

その後の経済改革の進展と、これに伴う財政構造の変化に対応するため、1996年には配分率が次のように改正された。

	国	4大都市	オクレス	オベツ
4大都市の場合	30%	70%	—	—
その他の場合	40%	—	30%	30%

「その他の場合」の配分方法は、当該オクレスの区域内で徴収された総額のうち、40%が国へ、30%が当該オクレスへ、残余の30%がオクレスの区域内のオベツに配分されることとなる。さらに、オベツ間の配分は、20%が人口比により配分され、10%が賃金が支払われた地のオベツに還元されるという仕組みである。

(b)自営業税

自営業税は、自営業者の住所地のあるオベツに配分される（1996年改正による変更なし）。

(c)利子税

利子税は、すべて国の収入となる（1996年改正による変更なし）。

②法人所得税

1995年までは、原則としてすべての法人所得税が国に配分されていた。（但し、オベツが支払う法人税はオベツに還元されていたが、これは法人税全体の1%に満たないものである。）

1996年の改正では、国内で徴収された総額のうち、20%が人口に応じてオベツに配分され、残余の80%が国の収入になることとされた。

個人所得税（賃金税）と法人所得税の配分に関する制度改正の背景

経済改革の進展に伴い個人所得税の総額は急伸し、表5のとおり地方に配分される賃金税と自営業税の総額は、1993年の282億コルナから487億コルナと、この1年間だけでも70%を超える伸びを見せた（インフレ率は、1993年消費者物価で約20%）。

こうした個人所得税（特に賃金税）の急激な増大により、1995年には次の問題が顕在化することとなった。

第一に、個人所得税が地方歳入全体に対して占める割合は非常に大きいため、地方財政の規模は、中央のそれに比べてより大きな成長を示すこととなった。

第二に、賃金税の一人当たり配分額をみても、制度導入後の3年間で国と地方の間の不均衡が拡大してきた。

こうしたことから、1996年度には新制度に移行し、本文のとおり配分率が改正された。

また、法人所得税の配分方法の改正は、賃金税の配分方法の改正に伴う地方の歳入額の減少を補完するためのものという性格を有している。

③財産税

財産税は、オベツに配分される不動産税と、国に配分される贈与、相続及び財産移転に対する課税に区分される。

(a)不動産税

不動産税は、すべてオベツに配分される。課税対象は土地と建物の双方であるが、価格を基準とする従価税ではなく、面積、階数、土地又は建物の用途等が算定基礎とされる。

建物に対する不動産税には、各オベツの人口により区分される係数がある。この係数は、実際に該当する区分の1つ上から2つ下の範囲で、各オベツが自由に選択決定することができる（オベツには基本的に課税自主権が認められていないが、これはその例外的な制度といえる）。

不動産税の改正をめぐる議論

1994年度では、オベツの不動産税収入は対租税収入総額構成比で約7%（表5）と、さほどの重要性を持つものではない。しかしながら、現在、課税方法の変更が検討されており、1999年をめどに従価税に移行する議論が行われている。これが実現した場合、徴収額も3倍になると見込まれている。

(b)贈与税、相続税、財産移転税

これらは、すべて国の収入となる。

(2)地方手数料及びその他の収入

オベツは、地方手数料を課す権限を与えられている。地方手数料の種類と上限は、国会によって定められる。

一般的に、ごく小規模なオベツを除いて、地方手数料は歳入の重要な部分を占めるものではない。

地方手数料の種類は、次のとおりである。

畜犬手数料、温泉・保養施設利用料^{#13}、公共区域使用料、入場料（映画館、劇場、展示場）等。

また、これ以外の税外収入には、行政手数料、許認可手数料、オベツ財産の売却・賃貸収入、受益者負担金（例えば、幼稚園の受益者は、施設に要する経費の30%と給食費の一部を負担する）等がある。

(3)財源補助制度

国から地方への補助金の項目と金額は、37頁表6に示すとおりである。1994年度では、補助金の総額は、地方歳入総額の3分の1以下にとどまっている。地方歳入は成長を続けており、補助金の占める割合は年々減少してきている。

補助金には、①本予算に組み入れられているもの（以下、経常的補助金という）と、②年度途中で決定されて支出されるもの（以下、臨時的補助金という）の2種類がある。

①経常的補助金

(a)国家行政補助金

国家行政補助金は、オベツが国から委任された事務を執行する場合に、国からオベツに交付される補助金である。国は、この補助金の用途について特段のコントロールを行うことはない。

なお、委任事務に要する経費は、この補助金以外にオベツが徴収する行政手数料からも賄われる。

(b)老人ホーム補助金

老人ホーム補助金は、高齢者用住宅の建設に支出される。これに関し、オベツは定められた用途を変更することはできない。

(c)社会給付補助金

社会給付補助金は、オベツが支出した低所得家庭や障害者への給付等の社会保障給付金に対する国からの補償金である。

^{#13} チェコでは地方自治体の課税権が認められていないため、利用料との名目で税外収入に区分されているが、実際には、民間施設の利用に対しても課せられるものであり、地方税的な性格をも有するものである。

(d)消防補助金、防災補助金

消防補助金及び防災補助金は、主にオクレスの実施する事務に対する補助金である。

(e)教育補助金、社会福祉施設補助金、保健医療施設補助金

教育補助金は、毎年定められる幼児教育及び初等教育施設における生徒一人当たり単価をもとに算定される。また、社会福祉施設補助金、保健医療施設補助金の場合は、毎年定められるベッド当たり単価で算定される。

これらの補助金の用途は、一般的に、オベツがその裁量に基づいて自由に定めることができる。

(f)平衡化補助金

平衡化補助金は、4大都市を除き、一人当たり税収について全国平均数値と各オクレスの数値の較差に基づいて算定される。この補助金の用途は、オクレスがオクレス議会とともに自由に決定できるため、各地で大きく異なっている。

②臨時的補助金

臨時的補助金は、特定の資本プロジェクトに投資される。これらの事業としては、環境事業（上下水）、公営住宅の建設、学校や病院の復興等がある。

(4)資金の借入及び地方債

地方自治法（1990年法律第367号）及び予算規則に関する法律（1990年法律第576号）に基づき、オベツは資金の借入や地方債の発行（以下、借入等という）を行うことができる。

現在のところ、オベツの借入等に関しては何らの規制も設定されておらず、結果として無制限の権限を有すると言える。借入等の理由、機関（国の内外も問わない）や条件についても制限がない。ただ、債券の発行に際してのみ、財務省と中央銀行の承認が必要とされるが、この承認は、発行者の如何にかかわらずすべての債券発行に適用されるものである。

借入に際して、オベツは、その所有財産を担保物件として抵当に入れることが認められている。法により、国は地方の借入等に対して何らの責任を負わず、何らの保証も行わない。市場よりも有利な条件で貸出を行う特別な機関も存在しない。（現状では、チェコの資本市場は長期資本の不足が顕著であり、また、利率も先進国に比べて比較的高い水準で推移している。）

資金の借入、地方債発行の状況

地方自治体が借入等を行うようになったのは、比較的新しい現象である。

1992年以前は借入等はあまり行われておらず、その場合でも1年以下の短期借入がほとんどであったが、その後、状況は劇的な変化を見せた。

1992年末の地方借入額は10億コルナに満たなかったが、1994年末にはすでに133億コルナに達した。総額はこのように急激に増大してきたが、ほとんどのオベツは借入等に慎重であり、地方の借入等の総額はGDPのほんのわずかな部分を占めるにすぎない。

1994年末の地方の借入等の総額133億コルナの半分以上は、地方債の発行であった。13の自治体が債券を発行したが、これは規模の非常に小さいものから、はるかに大きいプラハの債券まで様々であった。1994年にプラハは、米ドル建てで2億5千万ドル（74億コルナ）の債券を発行した。その際、プラハはスタンダード&プアーズ社の格付けでbbb+という高格付けを獲得した。1995年には、プラハ、チェコ共和国ともにAの評価を得ることができた。

プラハ以外のオベツでは、借入は銀行の信用貸付によることがほとんどである。オベツと取引のある銀行は30を超えるが、このうち、チェコ貯蓄銀行がオベツへの信用貸付の70%以上を取り扱っている。

プラハを除き、外国からの借入が地方の借入に占める割合は非常に小さい。但し、国外からの借入は、小規模オベツで活発に行われている。

一般のオベツが自己の歳入に対して持つ自由度はさほど大きくないが、借入等の規模は拡大の一途をたどっている。資本支出の増加に連動して、借入等の規模も増大しているといえる。

(表4) 税収の構造 (国と地方の合計)

(単位: 10億チェココルナ)

	1993年		1994年	
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
法人所得税	70.9	27.2	64.5	22.8
個人所得税	29.7	11.4	54.5	19.2
付加価値税	77.1	29.6	85.5	30.3
国内消費税	40.0	15.3	46.4	16.4
不動産税	3.0	1.2	3.8	1.3
その他の財産税	0.8	0.3	2.1	0.7
道路税	4.3	1.7	4.1	1.5
関税	15.2	5.8	17.4	6.1
その他の税	19.6	7.5	4.7	1.7
合計	260.6	100.0	283.3	100.0

(注) 「その他の税」は、主に1993年以前の旧税制での決算額によるもの。

(表5) 国、地方の歳入構造

(単位：10億チェココルナ，%)

	国						地方					
	1993年			1994年			1993年			1994年		
	歳入額	対合計 構成比	対租税 収入 構成比	歳入額	対合計 構成比	対租税 収入 構成比	歳入額	対合計 構成比	対租税 収入 構成比	歳入額	対合計 構成比	対租税 収入 構成比
租税収入	224.6	62.7	100	230.1	58.9	100	36.0	56.6	100	53.2	64.9	100
法人所得税	70.9	19.8	31.6	64.4	16.5	28.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2
個人所得税 (注1)	1.5	0.4	0.7	5.8	1.5	2.5	28.2	44.3	78.3	48.7	59.4	91.5
付加価値税	77.1	21.5	34.3	85.5	22.0	37.3	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0
国内消費税	40.0	11.2	17.8	46.4	11.9	20.2	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0
不動産税 (注2)	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	3.0	4.7	8.3	3.8	4.6	7.1
その他の財 産税(注2)	0.8	0.2	0.4	2.1	0.5	0.9	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0
道路税	4.3	1.2	1.9	4.2	1.1	1.8	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0
関税	15.2	4.2	6.8	17.3	4.4	7.5	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0
その他の税 (注3)	14.8	4.1	6.6	4.1	1.0	1.8	4.8	7.5	13.3	0.6	0.7	1.1
社会保険料	109.0	30.4		130.0	33.3		-	0.0		-	0.0	
税外収入	24.4	6.8		30.4	7.8		27.6	43.4		28.8	35.1	
合計	358.0	100		390.5	100		63.1	100		82.6	100	
国から地方へ の移転額	-27.3			-29.2			27.3			29.2		
可処分歳入額	330.7			361.3			91.1			111.0		

- (注) 1 個人所得税のうち、賃金税と自営業税は地方に、その他の部分(主に利子税)は国に分配される。
 2 不動産税は地方に、相続・贈与・財産移転税は国に分配される。
 3 主に1993年以前の旧税制での決算額によるもの。

出典：State Final Account for 1994, Ministry of Finance, 1995

(表6) 国から地方への補助金の項目と金額

(単位：10億チェココルナ)

	1993年	1994年
経常的補助金 (注1)	17.0	15.5
国家行政補助金	1.3	2.0
老人ホーム補助金	1.0	1.5
社会給付補助金	3.2	3.4
消防補助金	-	1.3
防災補助金	-	0.2
教育補助金	0.9	1.5
社会福祉施設補助金	1.7	2.5
保健医療施設補助金	-	0.2
平衡化補助金	8.9	2.9
臨時的補助金 (注2)	10.0	13.8
合 計	27.0	29.3

(注)

- 1 決定と分配があらかじめ国家予算で承認される補助金で、便宜上経常的補助金という。
- 2 決定と配分が予算年度中においてなされる補助金で、便宜上臨時的補助金という。この補助金としては、環境保護、住宅、下水処理施設、学校等に関する各種の投資的補助金がある。

出典：State Final Account for 1994, Ministry of Finance, 1995

3 歳出

(1)資本支出

地方歳出において最も大きな比重を占めるのは、資本支出である（40頁表7を参照）。その内訳は、上下水処理施設、学校、ごみ廃棄場、病院、社会福祉施設の建設・整備であり、歳出総額の40%近くに達している。

(2)経常支出

①教育

前述のとおり、オベツは幼児教育と初等教育の施設の運営経費の支出を行い、この経費に対し国から補助金を受ける。

オベツの区域内に学校がない場合は、当該オベツはその児童が通学する他のオベツ内の学校に対して財政支出を行うこととなる。また、保護者は、児童を住所のあるオベツの区域外の学校に入学させることもできるが、この場合、住所地のオベツは当該学校に対して運営経費を支出する義務を負う。

教職員の俸給、教科書の一部等については、国が直接財政負担を行う。

地方の総支出に占める教育費の割合は、10%弱となっている。

②保健医療(health care)

一般に、保健医療の財源は国民医療保険で手当されるため、地方財政においては保健医療はわずかな部分を占めるにすぎない。

オベツは、主に、3歳以下の幼児を対象にした施設に関する資本支出その他の経費を負担するのみである。

③社会福祉

社会福祉制度のうち、退職年金と失業給付は国（中央政府）直轄の事務となっている。

児童給付、養育給付、出生給付、埋葬給付その他の社会保障については、1996年以降オクレスの事務とされた。その財源は、中央政府から補助金として受けている。

また、オベツは、オクレスとともに、高齢者・長期療養者・心身障害者施設などの社会福祉施設に関する事務も行う。維持管理経費の一部は国の補助金の対象となるが、施設の種類によっては、受益者から負担金を徴収することもある。この費目も地方財政上は、社会福祉費として計上される。

④家計への財源移転

上記以外の社会福祉政策として、オベツは、低所得世帯への所得援助や家賃補助を行う

が、これらの支出もまた国からの補助金で賄われている。これは、地方予算上では家計への財源移転として計上される。

なお、社会費（家計への移転及び社会福祉施設の維持管理経費の計）の総計は、総歳出額の約8%を占めている。

⑤その他のサービス（公共住宅の維持管理等）

資本支出の次に大きなウエイトを占める項目は公共住宅の維持管理で、歳出全体の約11%となっている。

その他この区分に属するものとして、地方道の維持管理、公園、街灯及びスポーツ施設に関する支出等がある。

公共住宅に関する事務

過去、住宅の所有権は国に属していたが、地方に委譲され、現在、公営住宅の管理はオベツの事務とされている。但し、その賃貸料は国によって規制されており、インフレ率、賃金上昇率及びオベツの規模を勘案して算定され、年々上昇している。この方式による賃貸料の決定は、2000年頃まで引き続き行われると見られている。また、この賃貸料の決定方式は、一部国の補助金を受けて建設される新設住宅にも適用される。

オベツは、所有する住宅を自由に売却することができる。価格及び支払方法については、オベツが独自に定めることができるが、唯一の規制として、まず最初に現入居者に売却の申し出をし、その後他の者を対象とすることとされている。

4 監査

オベツの会計については、監査を実施する義務があり、資格のある監査人または所轄のオクレス事務所によって行われる。大部分のオベツの監査はオクレス事務所によって行われているが、その理由としては、オクレス事務所はオベツから申請があった場合には無料で監査を実施しなければならないこと、及びオベツの会計に通じた有資格監査人の数が限られていることがあげられる。

(表7) 国、地方の歳出構造

(単位：10億チェココルナ)

	国		地 方	
	1993年	1994年	1993年	1994年
経常支出	293.9	310.0	58.6	69.7
企業への補助金	28.6	27.5	5.9	5.8
家計への移転	118.1	140.0	2.9	3.6
教育	37.4	38.8	8.6	9.2
保健医療(注1)	18.8	17.6	3.2	3.5
社会福祉(注2)	0.3	0.3	5.1	4.9
文化	2.0	2.6	3.4	4.1
防衛	20.7	23.4	-	-
公共の安全	16.8	19.2	-	-
司法	1.9	2.5	-	-
行政管理	11.5	15.6	10.1	14.4
その他のサービス	23.5	25.7	19.4	24.0
貸付金(注3)	14.3	0.0	0.0	0.2
資本支出	26.3	33.3	31.6	42.4
その他	9.7	7.5	0.0	0.0
合計(注4)	329.9	350.8	90.2	112.1

(注)

- 1 保健医療の財源は、主に医療保険基金から支出される。
- 2 家計への所得援助・家賃補助等は、「家計への移転」に計上。
- 3 1994年分の貸付金(183億チェココルナ)は、国家財産基金から支出された。
- 4 国分には、地方への移転額を含まない。

出典：State Final Account for 1994, Ministry of Finance, 1995

第5章 地方自治を取り巻く課題

チェコは、政治・行政の民主化を最大目標の1つに掲げて変革に取り組んでおり、地方自治制度にも様々な改革が加えられたが、未だ解決すべき課題が残されていると言わざるを得ない。チェコの地方自治を取り巻く課題について、チェコ財務省ベラ・カメンチコバ氏（地方財政担当）は次の点を指摘している。^{註14}

1 オベツの規模

チェコの地方自治制度は1990年から1993年までの改革で基本的な整備が行われ、現在の姿が形づくられた。この改革の主眼は、法治国家と市民本位の社会の形成という目標を実現するため、新しい地方行政制度と地方自治体を確立するというものであった。

この結果、小規模団体が乱立し、6,200を超えるオベツが存在することとなったが、その大部分は、行政サービスの効率的提供という観点から見ると十分な規模を備えているとは言えない。

また、こうした小規模自治体が数多く存在するという事は、地方分権を促進する上での障害となっている。チェコの地方自治体の大部分は、行政機能を国から委譲する受け皿となるには小さすぎるのである。

2 地方自治の担い手

共産体制においては、基礎的地方団体のトップは「市長」と呼ばれていたが、共産主義国の例に違わず、党により指名された1名のみがその候補となる仕組みであった。

この例からもわかるように、当時、真の意味での地方自治は存在しておらず、地方行政の民主的運営という考え自体が、新しく導入されたものである。このため、地方議会の議員は、地方行政に関する十分な経験を持たないまま新たに選出された者がほとんどであり、未だ地方自治とは何かを模索している状況である。

さらに、有能な職員を確保することも問題として指摘されている。地方分権推進の阻害要因として常に問題にされるのが、地方には高等教育を受けた経験豊富な人材があまり存在しないという事実である。

^{註14} Vera Kamenckova "Fiscal Decentralization in the Czech Republic" (1996)

3 地方税財政

(1)歳入配分原則

地方財政上の大きな論点として、中央と地方の租税収入の配分に関していかなる改善を加えるべきかという問題がある。

歳入配分原則は、1993年に税制改革とともに導入された。この改革では、賃金税のほとんどすべてが地方に配分されることとされた。制度の見直し作業においては、将来の税制運用におけるあらゆる要因が計算に入れられた。その結果、個人税制が将来どのようになるか不透明な時期に、こうした計算がなされたのである。1996年には一定の改正がなされたが、これによって問題の本質を解決することにはなっていない。

(2)地方の課税自主権

地方自治体に課税権を付与するか否かも、近い将来解決されなければならない問題である。

チェコの税制は非常に中央集権的な形態で残っている。オベツは課税対象、税率のいずれについての決定権もなく、チェコには地方税が存在するとは言えない。これにより、オベツは他のオベツと税制で競うことができない一方、必要な額の収入を得る能力も厳しく制限されているのである。

地方歳入総額のうち自主財源比率は約80%と高率を示しており、地方自治体の自主財源比率が高いということは、財政の地方分権化が進んでいることを意味するという見方があるかもしれない。しかし、自主財源の構成やオベツがその判断で収入を得る手段が具体化していないということを見ると、オベツには歳入予算に基づいて独自の裁量で行政を行う余地があまりないと言わざるを得ない。

4 国と地方の機能分担

中央と地方の機能分担は微妙な問題であり、特に、双方が役割を担っている社会福祉、保健医療、教育で問題が大きい。保健医療費の大部分は、国の予算から拠出される健康保険基金に移された。教育費のうち、賃金や俸給は国の予算から支出される。オベツは、幼児教育及び初等教育の施設運営費を負担するのみである。社会福祉費の多くは、直接、間接に補助金によって中央政府の手中にある。このため、チェコでは、オベツ間の均衡化を図るという要請はさほど強くないのが現状である。

5 上層地方自治体の実現

第二層の地方自治体の実現も大きな課題である。

この上層の地方自治体については、1992年に制定された共和国憲法に明記されたが、これをどのような形で実現するかについては様々な議論が行われており、その権限や財政は未だまったく不透明の状況である。数も12から18と各案によって大きく異なっている。現在までの議論の推移を見ると、いくつの区域に分けるかに焦点が集まっており、残念ながら、その機能や財政等具体的な事項にはあまり議論が及んでいないのが実情である。

付章 訪問した地方団体の概要

1 オクレス・ジェチーン

1996年9月25日、国家行政の地方出先機関であるオクレスの一つであるオクレス・ジェチーンを訪れた。プラハからエルベ川沿いに北上し、車でおよそ2時間かかって到着。天気が良ければ風光明媚なルートであろうが、あいにく雨模様であった。このあたりは、いわゆる工業地帯で、従来から燃料として使用している褐炭に含まれる硫黄の影響で、酸性雨の被害が出ていると聞いた。しかし、車窓から見る限りでは、意外にも緑豊かな地域という印象であった。

オクレスの事務所に着くと、一人の職員が我々の到着を外で待っていて、手際よく車を駐車スペースに誘導し、事務所内の会議室に案内してくれた。オクレス事務所へ日本人が公式訪問したのは初めてのことで、たいへんな歓迎を受けた。地方長官のホランダ氏、オベツ・ジェチーンの市長クンク氏らから、オクレス及びオベツの機能等について説明を受けた。

ホランダ長官は、学生時代は低温物理学を専攻していたが、1968年当時反共産主義的な活動をしていたため希望の職にも就けず、いろいろな職業を経験し、1989年の革命後、現職に就いていると言った。

さらに、長官らの案内で、オクレス・ジェチーンの北東に位置するルンブルク（人口1.1万人）及びドイツと国境を接するバーンズドルフ（人口1.6万人）の2つの町を訪れることができた。朝11時から夜8時まで、密度の濃いジェチーン訪問となった。

(1)ジェチーンの概要

オクレス・ジェチーンは北ボヘミア地方に位置している。人口は、およそ13.4万人、その中核となる都市はオベツ・ジェチーン（ジェチーン市）で、人口5.4万人である。国際河川エルベ川に港を有し、ドイツ・ベルリンと結ぶ鉄道の国境駅があるなど、交通の要所である。第二次世界大戦以前は、ズデーテン地方と呼ばれていたが、この時から工業地帯として重要な役割を果たしてきた。現在、主たる産業は、機械、海運、造船等である。

オクレス・ジェチーンは、ドイツと国境を170kmに渡って接しているため、国境を介して人・物の往来が盛んである。ジェチーンにある渓谷等の景観の美しい地域の観光のため、また、チェコ国内の低い物価水準を目当てにした買い出しのため、ドイツからチェコに入る国境の道路は、いつも渋滞しているようである。

(2)ジェチーンの行政

オクレス事務所は、国の出先機関であるが、管下の地方団体と緊密な関係を保ちながら、行政を行っている。

オクレス・ジェチーンの内部機構は、長官のほか、次の12の部門から構成され、職員数は、248名である。

- ①財政
- ②内務（戸籍）
- ③教育／文化／体育（建築物保存等）
- ④地域開発（建築許可、土地計画、商工、観光）
- ⑤環境（ゴミ、大気、エネルギー、上下水道、治水、森林、狩猟、土壌）
- ⑥交通（運送ライセンス、国際交通ライセンス、バス・鉄道・タクシーライセンス）
- ⑦社会保障
- ⑧社会福祉
- ⑨医療（衛生、病院）
- ⑩職業ライセンス
- ⑪土地利用計画
- ⑫防災（消防）

また、ジェチーンには、地方団体の基礎単位であるオベツが51ある。このうち、戸籍に関する業務を委任されている団体が14、国から地方団体へ委任することができる機能のすべてを委任されている団体が6ある。



ルンブルク市自慢の市立図書館でホランダ長官と女性図書館長

(図6) オクレス・ジェチーン区域図



2 プラハ市

調査の拠点を置いたのは、言うまでもなく首都プラハ市である。

プラハは、オーストリアのウィーン、ハンガリーのブダペストと並んで中東欧の三都の一つと称せられ、1000年の歴史を持ち情緒あふれる古都である。中世の繁栄、宗教革命の黎明となったフス戦争、オーストリア・ハンガリー二重帝国の支配、2つの大戦とナチス・ドイツによる支配、共産主義体制と「プラハの春」、そして新しい時代の幕開け。市の中央を流れるブルダバ（モルダウ）川は、この地を通り過ぎていった様々な歴史的事件がまるで夢だったかのように、豊かな水を湛えて泰然と流れていた。

1996年9月24日、市内の中心部（第1区）にある市役所を訪れた我々は、副事務長のオブルカ氏からプラハ市の概要を聞くことができた。



プラハ市役所

(1) プラハ市の概要

プラハ市は、チェコの北西部に位置し、面積約500km²、人口約120万人である。

1989年以降、公選の議会が設置されるなど多くの変革が行われたが、中でも民営化や財産の私有化が契機となり、市の財政構造にも大きな変化がもたらされ、インフラ整備その他の開発事業の実現可能性が増大することとなった。

プラハは政治、経済、産業、文化等あらゆる面でチェコの中心であり、その政治や経済政策はこの都市の多様な形態を反映している。

経済面で特筆すべきことは、低い失業率である。チェコ全体を見てもさほど高くないが、

プラハでは0.3%という数字を記録しているのである（1995年）。

教育や学術面でも高い水準を誇っており、市内のカレル大学は1348年に創設された中欧で最初の大学として、この国の研究・教育をリードしている。

(2)市の行政

本文で述べたように、同市は法律により特別のステータスが与えられ、地方自治体であると同時に、オクレスと同等の権限を与えられている。

市議会は、55人の議員で構成される。

執行委員会のメンバーは11人で、市長を除く10人が常勤で次の事項を担当している。

- ①エネルギー及び環境
- ②文化、スポーツ及び文化財保護
- ③教育及び社会福祉
- ④保健医療及び教会との連携
- ⑤経済政策
- ⑥都市開発及び住宅政策
- ⑦公有財産管理
- ⑧交通
- ⑨安全及び法令
- ⑩観光及び情報化

市長は、地方自治体としてのプラハ市を代表すると同時に、オクレスとしてのプラハの長官でもある。

また、事務機構としての市役所が設置されている。トップは事務総長で、国の行政事務（オクレスと同等の事務）、地方自治体としての事務の双方を担当している。

(3)タウンパート^{註15}

プラハ市は、内部の行政区を独自に設置することができる。

地理的にはプラハ1からプラハ10に区分されている（1960年法律第36号に規定）が、現在この区割りには行政的に見て重要な意味を有していない（50頁図7参照）。

公選の議会、首長及び予算を持ち、一般のオベツと同じように基礎的自治体としての機能がある行政区（タウンパート）の区分は、次のとおりである。

- ①まず、市全体が57のタウンパートに区分される。
- ②このうち、おおよそ市の北西部約3分の2（主に住宅地域となっている）に位置するタウンパートは、第1区から第10区と呼ばれる（51頁図8のPraha1～Praha10）。
- ③その他の地域は、図8に示すとおり、第11区から第15区までに区分される（14頁

^{註15} プラハ市の内部構造については、14頁でも説明している。

で述べた上位行政区分としての第11区から第15区)が、これらの区域は合計47のタウンパート^{注16}で構成される。47のうち各区域の中心となる5タウンパートも同じく「第11区」から「第15区」と呼ばれる。これら5つの区(タウンパート)を除いた42のタウンパートも基礎的自治体としての機能を有しているが、一部の事務については、第11区から第15区の各区(タウンパート)が近隣タウンパートの区域における事務を執行する。

(4)市の財政

プラハ市の予算は、タウンパートの予算と市自体の予算の合計で構成される。

歳入の大部分は税の配分で占められ、国からの補助金は歳入総額の約5%に過ぎない。

歳出の40%以上は交通関係の経費であり、これに水道、建設、教育、文化、保健、社会福祉関係経費が続いている。また、総支出額の約半分が投資的経費となっている。

1994年、1995年予算は次のとおりである。

(表8) プラハ市予算額

(単位：10億チェココルナ)

	1994年度予算額	1994年度決算額	1995年度予算額
歳入	15.6	22.1	21.5
歳出	15.6	21.4	21.5

地方自治体幹部の年齢

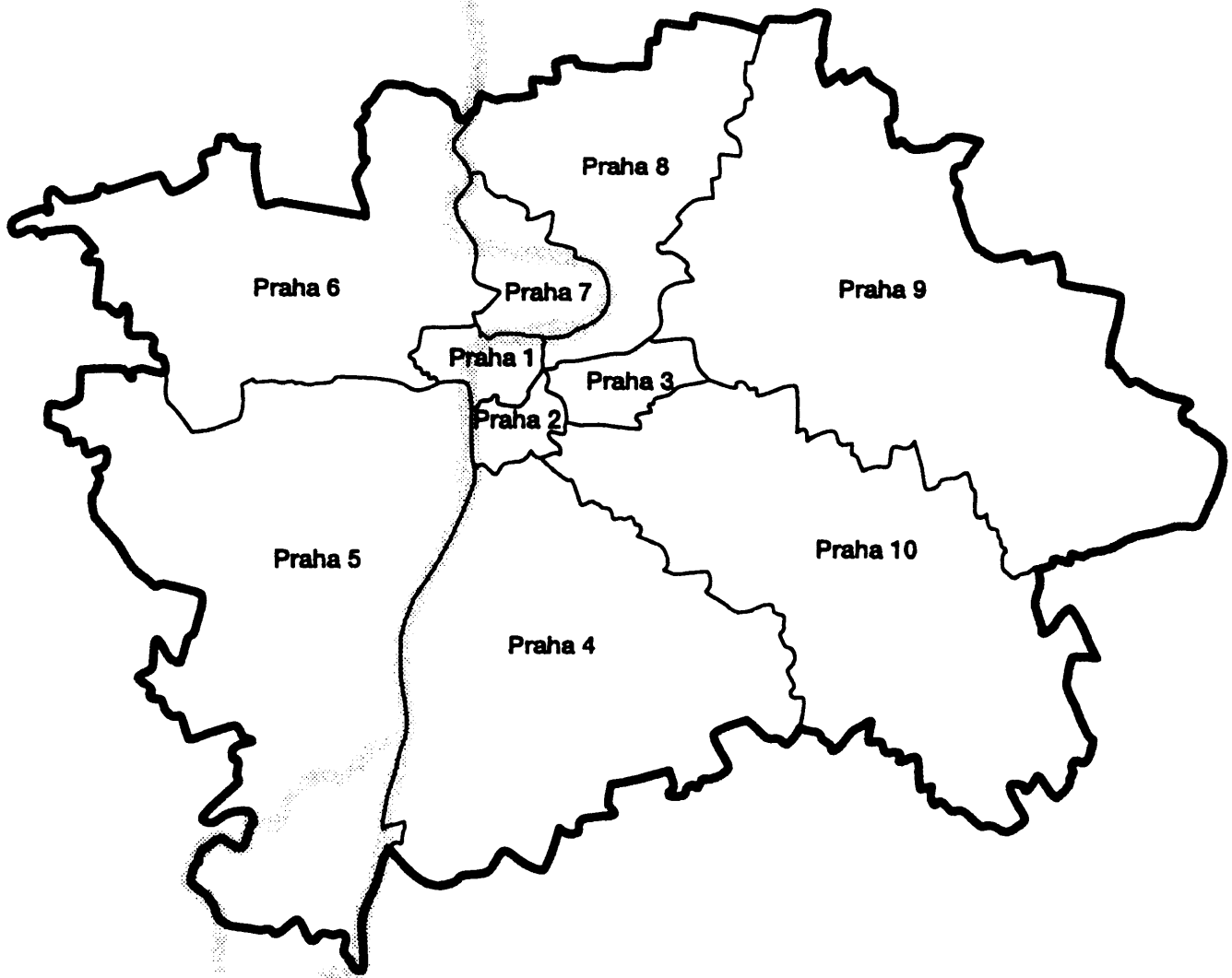
現在のチェコでは、比較的若くして要職に就くことが珍しくない。

プラハ市の幹部もこの例に漏れず、副市長は43歳と38歳、その他の執行委員会メンバーは最年少が29歳、最年長が48歳という構成である。また、事務総長も31歳で、旧チェコスロバキア連邦議会の議員であった人物である。

(1996年現在)

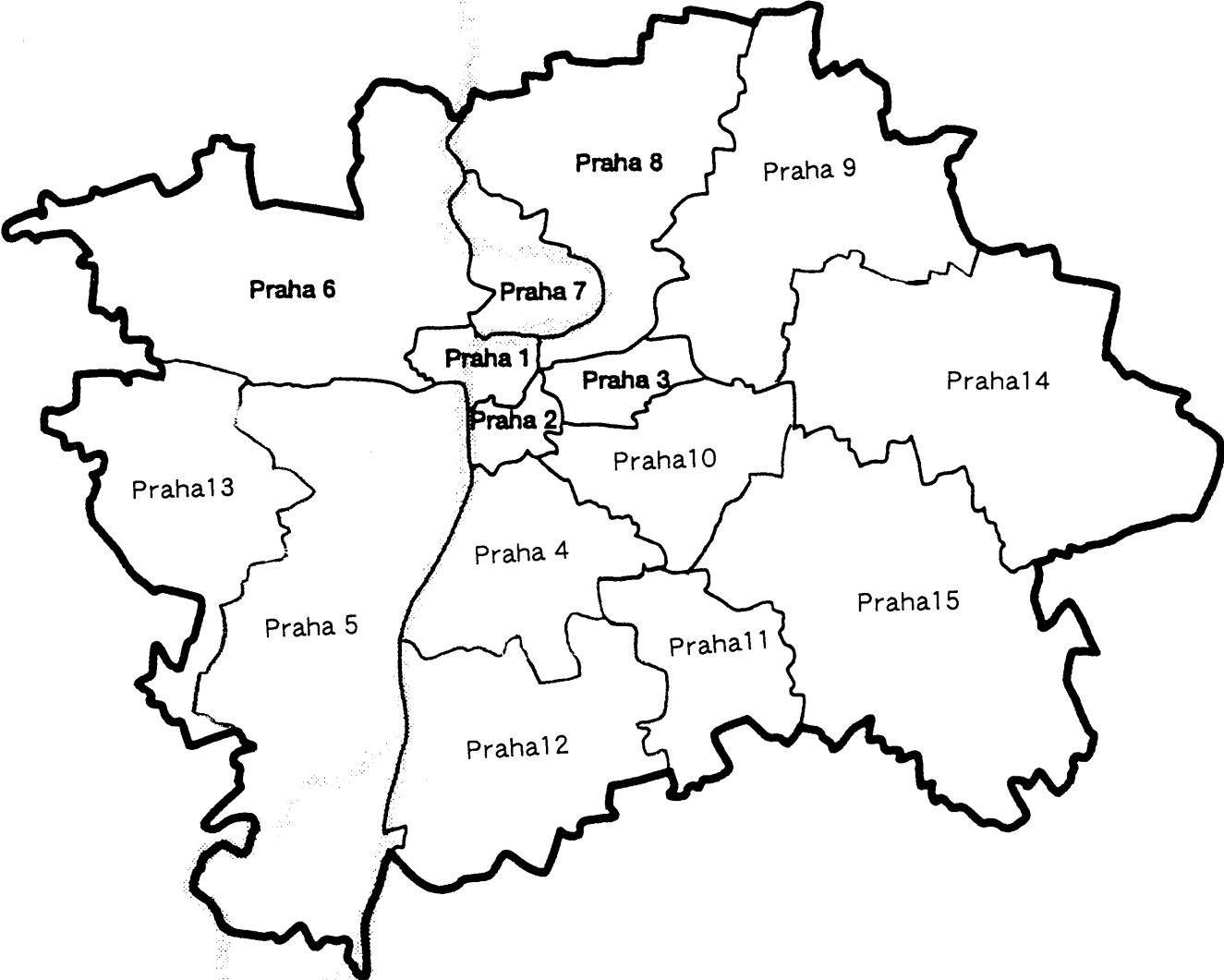
^{注16} つまり、全体のタウンパート数57から、第1区ないし第10区の10タウンパートを差し引いた数

(図7) プラハ市区分図 (Praha1-Praha10)



1b. Působnost obvodních úřadů před účinností změn (1-10)

(図8) プラハ市区分図 (Praha1-Praha15)



3 プラハ第10区

プラハ第10区の区役所を訪れた日は、生憎の雨模様であった。役所のビルは、高さとお行きはさほどではないが、道路に沿って延々と続いており、日本のちょっとした中都市の市役所程度の大きさである。

入口の自動ドアがスムーズに開くと、簡素で小さいながらも明るいロビーに日本とチェコの国旗が我々を迎えてくれた。ここは、プラハで最も市民にフレンドリーな区役所として評判が高いのだそうである。



プラハ第10区役所

(1) 区の概要

プラハ第10区は、市の中心部からやや東南に位置し、面積20平方キロ、人口11万5千人を擁するプラハ市で2番目に大きい区である。

市中心部を取り巻く内環状線（一部分は建設中）のルートであり、また、プラハから南東、南西に延びる鉄道も通る交通の要衝でもある。プラハの地下鉄は3路線あるが、第10区内には3つの駅があり、市の中心に10分程度でアクセスすることができる。

町の起源は中世にさかのぼる。当時はチェコ第二の貴族の所有地として葡萄畑が広がるのどかな場所で、銅の生産も行われていた。プラハ中心部の旧市街と新市街を隔てる壁が取り払われてから町の発達が始まり、第一次世界大戦まではプラハの郊外として発展した。その後、1922年プラハの拡大に伴い、その一部に編入され、第二次世界大戦後は住宅団地の集まる地域となった。

産業面では、以前から工業が盛んだったが、1948年の共産政権成立後、工場建設がさらに活発化され、印刷、塗料、機械、建設材料、ペン・鉛筆など多様な軽工業の集積が進んだ。全国規模の企業の本社も集まっている。また、1997年にはチェコ最大の廃棄物処理場が完成する予定である。

失業率は0.3%と、プラハの平均的数値を示している。

文化財も多く、13世紀に建築された教会や多数のアールヌーボー様式の建築があり、さらに、20世紀機能主義様式の建築物もプラハ市内で最も多く見ることができる。

(2) 区の行政

プラハ市は、今後、市の南から南東部に約4万戸の住宅を建設する計画を進めている。この区に対する投資も盛んになっており、新工場建設の予定も多く、区の北東部が工業開発地域として位置づけられている。こうした産業地区と文化・歴史地区の調和が、区の都市計画の課題の一つとなっている。

また、旧体制の崩壊以降、チェコ全体で自動車の数は約4倍になったといわれるが、第10区でも交通量の増大に伴う環境問題や住民の駐車場の問題などを引き起こしている。

こうした課題に取り組み、行政サービスを提供する区役所は、区長と、教育・財務担当、財産担当、都市計画・建設・環境担当の3人の副区長に率いられている。なお、社会福祉及び医療は区長が直接担当する業務となっている。

区の内閣とも言える執行委員会（ラダ）は、議員から選ばれた9人（市長、副市長を含む）で構成されている。ラダの附属機関として8つの審議会（コミセ）があり、法定設置3（財務、教育、監査）及び任意設置5（環境・都市計画、住宅、麻薬、社会福祉、医療）に区分される。

議員数は40人で、第10区には議会付属のコミセもある。これは、住民代表もメンバーになるラダ付属のコミセと異なり、議員のみがメンバーになる議会の委員会であり、現在、都市再開発及び民営化の2つが設置されている。

事務部局は14の部局で構成されており、職員数は350人である。

会合が終了する直前、副区長の一人から、戦後めざましい発展を遂げた日本人の一人としてチェコの将来に向けての取り組みをどう思うかと問われた。一瞬考えた後、日本が戦後の復興と高度成長を成し遂げるためには血のにじむような努力があったことは確かだが、これには欧米先進諸国というお手本があった。人や国家の価値観が多様化した現在、チェコの前途には日本の半世紀とは異なる困難と可能性があるのではないのでしょうか、と答えた。



ダンドバー区長（中央）、副区長及び周辺自治体の首長等

地方自治体の女性議員

チェコでは、6, 233の地方自治体の首長のうち、約650人が女性で1割以上を占める。また、全国の地方議員中、女性が占める割合は18%であるという。

プラハ市を構成する57の区とタウンパートの女性首長は1人だけだが、これが第10区のダンドバー区長である。また、3人の副区長のうち2人は女性が就任している。

ダンドバー氏によると、第10区はチェコでも特に女性の政治参加が進んだ地域のひとつであり、実に議員の約半数が女性とのことだ。さらに、我々の訪問にあわせて区役所に集まってくれた周辺自治体の4人の首長のうち、3人までが女性であったことも強く印象づけられた。

4 オベツ・リディツェ

1996年9月26日、チェコにおける地方自治の基本単位であるオベツの一つリディツェを訪れた。人口約460人で、日本流にいうと小さな「村」といったところであろう。

チェコを訪れるまで、この村の過去について我々は全く知らなかった。たまたま、英国のコベントリー市と姉妹都市の関係にあるということで、知人を通して、訪問を取り付けた次第であった。

冷たい雨の降る中、葉っぱが少し黄色に色づき、落葉の始まった並木道に面して建っている村役場を訪れた。比較的大きな建物といえば、村役場、博物館、文化ホール、幼稚園と5、6軒の店の集まったマーケットくらいしかない。

役場の入口をくぐりまず目に入ってきたものは、玄関にある非常に印象的な目をした子供たちの像であった。第二次世界大戦中のナチス・ドイツの蛮行の結果、生きてこの村に帰ることのできなかった82人の子供たちの石膏像の一つであるとあとで聞いた。子供たちの像の約半数はブロンズにされ、虐殺記念公園に飾られている。しかし、財政難もあり、まだ多くの像が石膏のままであるということである。作家の早乙女勝元氏もリディツェを訪れ、この村の悲惨な戦争体験を「プラハは忘れない」（草の根出版会）につづっている。

村役場の玄関ロビーにお年寄りが数名座って、週に一度、隣のクラドゥノ町から往診に来る医者を待っていた。村役場の事務職員は、実質1人であることを後で知らされた。

村役場では、村長のスカーラ氏、財政と戸籍の事務を担当しているミハエラ・ホルボヴァー女史にインタビューした。



リディツェ村役場

(1)リディツェの概要

リディツェは、プラハの西約20kmに位置している。オクレス・クラドゥノに属しており、総住戸数160戸、総人口463人の小さな村である。この村は、第二次大戦中、ナチス・ドイツによって村人が虐殺され、村は完全に破壊され、まさに「地図から消された村」であった。

1942年5月27日、プラハで、ナチス・ドイツのチェコ副総督が襲撃され、その後死亡した。不幸にも、当時人口500人強のこの村が報復の対象に選ばれた。1942年6月10日、15歳以上の男はすべて銃殺、女は収容所送り、子供は、ドイツ化される者及び1歳に満たない乳児を除いてガス室に送られた。この様な悲劇を経験した村であるが、戦後、悲劇を二度と繰り返さないという祈りを込めて、現在のかたちに再建されたのである。

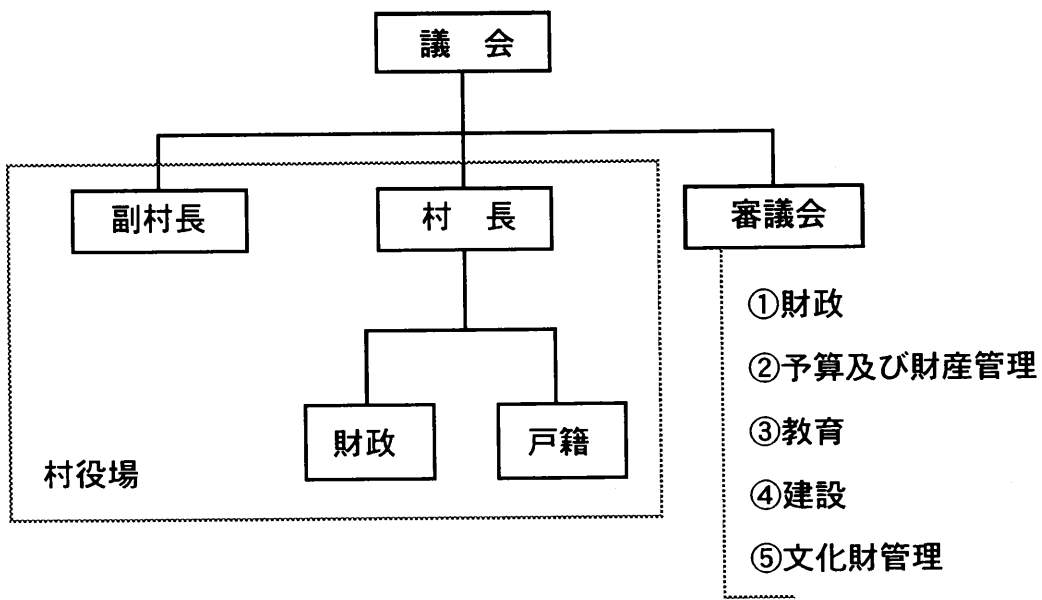
(2)リディツェの行政

リディツェは、基本的な地方自治体であるオベツの一つである。地方自治体の機能として財政、戸籍及び虐殺記念博物館の管理がある。財政と戸籍事務は1人の職員が担当しており、博物館は8人の職員が運営に当たっている。また、町の清掃、街灯の管理及び墓地の管理については、民間と契約して行っている。リディツェ村議会は、市長以下9名で構成され、執行委員会（ラダ）はなく、5つの審議会（コミセ）を有している。これら審議会は、それぞれ教育、予算・財産管理、財政、建設及び文化財管理を担当している。メンバーは固定されておらず、平均して3人である。年間の予算は、およそ150万コルナ、日本円にして約600万円である。



スカーラ村長（右）と吏員のミハエラさん

(図9) リディツエ村組織図



主な参考文献

- ・羽場久滉子 「統合ヨーロッパの民族問題」講談社現代新書 (1994年)
- ・伊東孝之他 「東欧政治ハンドブック」(財)日本国際問題研究所 (1995年)
- ・早乙女勝元 「プラハは忘れない」草の根出版会 (1996年)
- ・Andrew Coulson "Local Government in Eastern Europe" Edward Elgar Publishing Ltd. (1995)
- ・The Economist "Pocket Europe" (1994)
- ・Price Waterhouse "Doing business in the Czech Republic" (1994)
- ・Council of Europe "Structure and operation of local and regional democracy (Czech Republic)" 1994
- ・Ministry of Interior "Structure and operation of local and regional democracy" (資料)
- ・Vera Kamenckova (Ministry of Finance The Czech Republic) "Fiscal Decentralization in The Czech Republic" (1996)
- ・The Union of Towns and Communities of the Czech Republic "The Union of Towns and Communities of the Czech Republic"
- ・"The Independent" 3rd June 1996
- ・"Financial Times" 3rd June 1996
- ・"Financial Times" 4th June 1996
- ・"Financial Times" 6th December 1996
- ・在英国チェコ共和国大使館提供資料
- ・オクレス・ジェチーン提供資料
- ・プラハ市提供資料
- ・ジェチーン市提供資料
- ・ルンブルク市提供資料
- ・バーズドルフ市提供資料
- ・プラハ第10区提供資料
- ・リディツェ村提供資料

本文中の表記について

- ・国名について、誤解を生じない限り「チェコ共和国」は単に「チェコ」と表記した。

CLAIR REPORT 既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発刊日
第 1 号	英国の新地方税システムーコミュニティ・チャージー	1989/12/27
第 2 号	ロンドン・ドックランドの開発と行政	1990/1/4
第 3 号	コロンビア特別区に見る自治制度	1990/2/1
第 4 号	米国連邦政府 1991 会計年度予算について	1990/2/27
第 5 号	英国地方財政統計 1986/87	1990/3/1
第 6 号	ACIR (政府間関係助言委員会) の概要	1990/3/26
第 7 号	英国の地方財政読本(1) ー地方団体の収入と支出ー	1990/4/27
第 8 号	英国の地方財政読本(2) ー地方税；現行税と新税ー	1990/4/27
第 9 号	英国の地方財政読本(3) ー地方団体に対する交付金制度ー	1990/4/27
第 10 号	英国の地方財政読本(4) ー地方団体の予算ー	1990/5/28
第 11 号	英国の地方財政読本(5) ー地方団体の会計処理ー	1990/5/28
第 12 号	英国の地方財政読本(6) ー付録ー	1990/5/28
第 13 号	英国の 1990 年統一地方選挙	1990/5/28
第 14 号	アメリカの地方債	1990/6/28
第 15 号	英国の公共支出計画と地方団体	1990/7/30
第 16 号	ボルチモアにおけるウォーターフロント再開発	1990/8/20
第 17 号	ロンドンの地方行政 ー大ロンドンの廃止をめぐるー	1990/9/28
第 18 号	米国の救急業務体制 (EMS)	1990/3/30
第 19 号	1990 年米国中間選挙の概要	1990/11/30
第 20 号	英国地方税財政の改革について	1990/12/20
第 21 号	ニューヨーク州の地方自治制度	1991/1/7
第 22 号	イギリス中央政府の機構 ー地方団体に対する関与機構ー	1991/1/18
第 23 号	ニューヨーク州財政及び 91 年度予算の概要	1991/2/8
第 24 号	ロンドンの公園とオープン・スペース	1991/2/28
第 25 号	米国連邦政府 1992 会計年度予算案について	1991/3/5
第 26 号	イギリスにおける少数民族対策	1991/3/11
第 27 号	フランスの地方財政	1991/3/15
第 28 号	英国の公共支出計画と地方団体 ー 1991 年度予算案の概要ー	1991/4/27
第 29 号	米国の地方公共団体の種類と機能	1991/4/27
第 30 号	ウィディコム委員会報告と 1989 年地方自治住宅法	1991/5/24
第 31 号	英国の 1991 年統一地方選挙	1991/6/14

CLAIR REPORT 各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp> をご覧下さい

NO	タイトル	発刊日
第 32 号	ニューヨーク州「納税者訴訟」制度 -その制度と日米比較-	1991/7/5
第 33 号	「地方団体のための新税」協議書	1991/8/9
第 34 号	米国におけるへき地医療施策	1991/9/20
第 35 号	英国における教育	1991/10/17
第 36 号	英国における社会福祉	1991/10/17
第 37 号	ニューヨーク市財政制度と財政危機(1) -ニューヨーク市財政制度-	1991/11/13
第 38 号	ニューヨーク市財政制度と財政危機(2) -1991年ニューヨーク市財政危機-	1991/11/13
第 39 号	ニューヨーク市財政制度と財政危機(3) -1992年度ニューヨーク市予算-	1991/11/13
第 40 号	英国の監査制度	1992/1/31
第 41 号	フランスの下水道 -第1部 制度的枠組みと改革の動向-	1992/3/6
第 42 号	フランスの広域行政 -その制度、実態及び新法による改革-	1992/3/13
第 43 号	米国連邦政府1993年度予算案について	1992/3/30
第 44 号	「イングランドにおける地方団体の構造」協議書	1992/3/30
第 45 号	フランスの地方自治体の国際交流 -その理念と現状-	1992/3/30
第 46 号	「イングランドにおける地方団体の内部運営」協議書	1992/4/30
第 47 号	英国の地方団体の機能と広域行政	1992/5/25
第 48 号	米国・サンシティー -老人のユートピア-	1992/6/5
第 49 号	英国における姉妹都市提携と地方団体	1992/6/10
第 50 号	英国の公益事業	1992/7/21
第 51 号	米国における広域行政について -ニューヨーク州、フロリダ州、カリフォルニア州-	1992/8/7
第 52 号	英国の1992年総選挙および統一地方選挙	1992/8/7
第 53 号	米国地方自治の現場 I -インディアナ州エルクハート市-	1992/9/1
第 54 号	ノルウェーの地方自治	1992/10/23
第 55 号	1992年米国大統領選挙等の概要(1) -連邦編-	1992/12/25
第 56 号	1992年米国大統領選挙等の概要(2) -地方編-	1992/12/25
第 57 号	欧州統合と「ヨーロッパの中の地方自治体」	1992/12/25
第 58 号	米国地方政府の新しい地域活性化政策	1992/12/25
第 59 号	米国地方政府の破産	1993/1/20
第 60 号	英国の公共サービスと強制競争入札	1993/2/26
第 61 号	米国固定資産税制度概要とプロポジション13にかかる連邦最高裁憲法審理	1993/2/26
第 62 号	サウスカロライナ州(米国地方自治の現場 II)	1993/3/12
第 63 号	フランスにおける日本語教育の現状と課題	1993/3/25

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧ください

NO	タ イ ト ル	発刊日
第 64 号	ニューヨーク州スカーズデール村（米国地方自治の現場 III）	1993/3/25
第 65 号	英国の学校における日本教育	1993/3/31
第 66 号	フランスの地方公務員制度 第 1 部	1993/3/31
第 67 号	米国の成長管理政策（1）－総論・地方政府編－	1993/5/20
第 68 号	米国の成長管理政策（2）－州政府編－	1993/5/20
第 69 号	シティズン・チャーター－現代版マグナカルタ？－	1993/6/21
第 70 号	フランスの地方公務員制度－第 2 部－	1993/7/12
第 71 号	ロンドンの地方団体について	1993/7/12
第 72 号	英国における地方議員と地方行政	1993/7/20
第 73 号	コントラクト・シティ	1993/7/30
第 74 号	英国の 1993 年統一地方選挙	1993/8/31
第 75 号	フランスの高齢者福祉（1）	1993/9/30
第 76 号	フランスの高齢者福祉（2）	1993/9/30
第 77 号	イングランドとウェールズの水道	1993/10/15
第 78 号	英国の社会保障の現状及び今後の動向	1993/10/15
第 79 号	英国の地方団体構造改革の動向	1993/12/24
第 80 号	内側から見た英国	1994/3/15
第 81 号	イングランドの地方団体と住宅政策	1994/3/15
第 82 号	アイルランド－国の仕組みと地方自治－	1994/3/25
第 83 号	統一ドイツと財政調整－連邦制財政システムは生き残れるか－	1994/4/15
第 84 号	地方公務員のための「イギリス憲法入門」	1994/5/23
第 85 号	フランス・アキテーヌ州の沿岸リゾート整備	1994/5/27
第 86 号	現代フランス都市計画の手法（1）	1994/5/30
第 87 号	現代フランス都市計画の手法（2）	1994/5/30
第 88 号	アメリカの学校給食	1994/6/20
第 89 号	英国における多民族社会の中の学校教育	1994/6/20
第 90 号	1994 年英国統一地方選挙と欧州議会議員選挙	1994/8/1
第 91 号	欧州文化都市制度	1994/9/19
第 92 号	シンガポールの住宅政策	1994/12/1
第 93 号	大韓民国地方行財政の概要	1994/12/15
第 94 号	フランスの学校教育における「日本」	1995/1/20
第 95 号	ロンドンの分散 (Decentralisation) 政策と都市開発	1995/1/20

CLAIR REPORT 各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp> をご覧下さい

NO	タイトル	発刊日
第 96 号	アメリカン・インディアン ーその過去・現在・未来ー	1995/2/14
第 97 号	英国の公立図書館	1995/2/28
第 98 号	1994 年中間選挙 ー地殻変動をもたらした米国政治の動向ー	1995/2/28
第 99 号	ノルウェーのフリー・コミュニケーション・プログラム	1995/3/13
第 100 号	米国の州政府の財政運営と政府間関係	1995/3/20
第 101 号	米国の公共図書館	1995/6/12
第 102 号	ルクセンブルグの地方自治のあらまし	1995/6/20
第 103 号	大韓民国の地方選挙について	1995/6/20
第 104 号	タイの教科書にあらわれた「日本」	1995/7/10
第 105 号	フランス地方選挙のあらまし	1995/7/20
第 106 号	オーストラリアにおける姉妹都市交流の動向	1995/9/22
第 107 号	地方団体と芸術支援	1995/9/22
第 108 号	済州道における総合開発計画	1995/9/22
第 109 号	シンガポールの地域行政	1995/10/6
第 110 号	オーストラリアの地方自治体概説	1995/10/30
第 111 号	大韓民国の 1995 年統一地方選挙	1995/12/8
第 112 号	英国の 1995 年統一地方選挙	1995/12/8
第 113 号	マレーシアの地方自治	1995/12/25
第 114 号	英国地方団体の人事制度	1996/2/1
第 115 号	大都市圏における広域的行政対応の事例	1996/2/15
第 116 号	米国における国家都市捜索救助システム ーFEMA と US & R 隊ー	1996/3/1
第 117 号	英国の新交通システム -Light Rapid Transit (and Related) Systems	1996/4/15
第 118 号	英国における環境づくりの新方向 ーグラウンドワークの理念と実践	1996/5/15
第 119 号	米国の州及び地方自治体における情報通信政策	1996/6/28
第 120 号	米国におけるボランティア活動 ーその理念と実態ー	1996/8/15
第 121 号	欧州評議会と地方自治体	1996/8/30
第 122 号	大韓民国の第 15 代国会議員総選挙について	1996/9/17
第 123 号	英国のコミュニティケアと高齢者福祉	1996/9/27
第 124 号	イギリスにおけるアイデンティティ・カードをめぐる議論と共通番号制	1996/10/31
第 125 号	アメリカの州・地方政府の経済政策 ー6州の企業誘致政策を中心にー	1996/11/22
第 126 号	英国（イングランド）の継続的成人教育	1996/12/24
第 127 号	韓国地方公務員の人事制度について	1996/12/25

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧ください

NO	タイトル	発刊日
第 128 号	英国の国家予算と地方団体 -構造と編成過程、1996年度予算案の概要-	1996/12/25
第 129 号	民願事務処理制度	1997/1/16
第 130 号	オーストラリアにおけるボランティア活動の現状	1997/1/31
第 131 号	シンガポールの行政機構 -運輸・通信行政を中心に-	1997/1/31
第 132 号	韓国の住民登録制度について	1997/1/31
第 133 号	オランダにおける移民労働者等統合化政策	1997/1/31
第 134 号	アメリカの交通体系と土地利用計画	1997/2/14
第 135 号	ドイツにおける外国人政策をめぐる諸問題	1997/2/28
第 136 号	日韓修学旅行の現状と今後の展望について	1997/2/28
第 137 号	グレーター・モンリオール地域の現状と再編成試案	1997/3/17
第 138 号	シンガポールの教育制度	1997/3/17
第 139 号	1996年米国大統領選挙	1997/3/24
第 140 号	デンマークの地方行財政制度 -地方分権を支える税財制度の概要-	1997/3/24
第 141 号	米国の公教育改革とチャータースクール -公教育の選択・分権・民営	1997/3/31
第 142 号	英国の1996年統一地方選挙	1997/4/30
第 143 号	米国社会と移民政策の現状	1997/5/15
第 144 号	英国の文化政策	1997/5/20
第 145 号	オーストラリアの公務員制度概説(1) (州政府)	1997/6/20
第 146 号	オーストラリアの公務員制度概説(2) (地方自治体)	1997/6/20
第 147 号	韓国 仁川国際空港建設計画について	1997/8/25
第 148 号	アメリカの福祉改革	1997/10/15
第 149 号	韓国の市・郡統合問題	1997/10/30
第 150 号	チェコの地方自治	1997/11/20

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧ください